

平成 30 年 8 月 17 日

北海道知事 高橋 はるみ 様

北海道いじめ調査委員会  
委員長 間 宮 正 幸

いじめによる重大事態の再調査に係る意見について（回答）

当委員会に意見の求めがあったこのことについては、北海道教育委員会から知事に提出された「調査報告書」の内容を確認した結果、重大事態に係る事実関係等に関し必要な調査報告が行われており、次の観点から再調査の必要性はないものと考えます。

記

- 1 本事案については、当該学校及び北海道教育委員会がいじめと認めるなど事実解明がされていること。
- 2 保護者の「意見書」による指摘事項も含め、調査報告書の内容を検証したが、文部科学省による「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の第 10 が示す再調査を行う必要があると考えられる場合に当たらないと認められること。
- 3 北海道教育委員会等では、本事案への対応の中でいじめについて再認識し、次のようないじめ再発防止に向けた対策を取ってきており、いじめ防止に取り組んでいくという意思と具体的な取り組みへの着手を確認できたこと。
  - ① 平成 30 年 2 月に改定した「北海道いじめ防止基本方針」が示す、いじめの定義や認知にあたっての留意点について、全ての教職員に、より一層の周知と確認を図ること
  - ② 「学校いじめ対策組織」が実際的に機能するように取り組みを図ること
  - ③ 北海道教育委員会の学校に対する支援を明確化し適切に実施するとともに、外部専門家の活用を図ること
  - ④ 北海道いじめ問題審議会調査部会と北海道教育委員会との役割分担を明確化し、調査の公平性・中立性の確保を図ること
  - ⑤ 当該学校において、今回の事案や調査報告書の提言などを踏まえ、いじめ再発防止に向けて取り組むこと